

令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事

図面番号	図面名称
A-01	改修特記仕様書(1)
A-02	改修特記仕様書(2)
A-03	配置図・附近見取図
A-04	平面図
A-05	立面図「改修前」
A-06	立面図「改修後」
A-07	屋根伏図「改修前」
A-08	屋根伏図「改修後」
A-09	屋根改修詳細図「改修前」
A-10	屋根改修詳細図「改修後」
A-11	断面図
A-12	内部改修図「平面図・展開図」
A-13	天井改修図「天井伏図」
A-14	仮設計画図

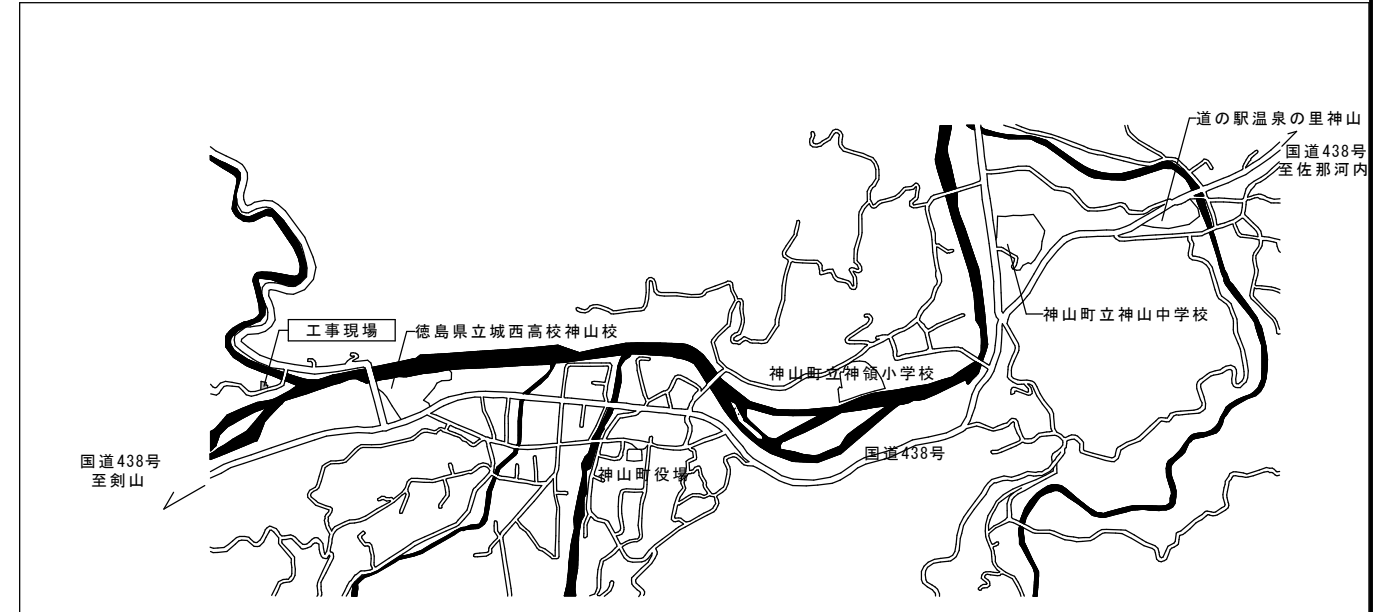
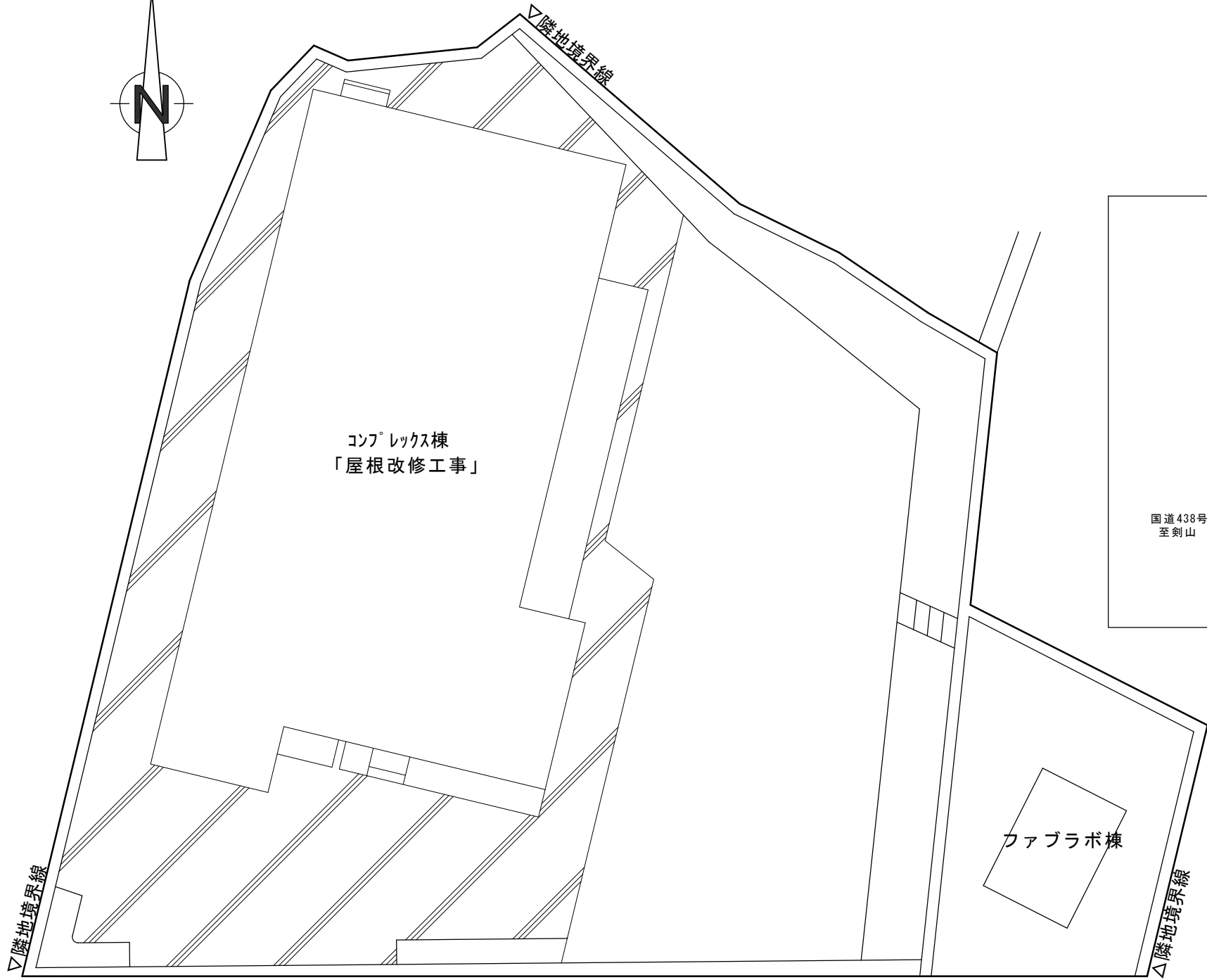
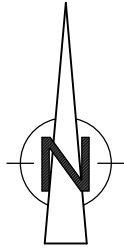
I 工事概要		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項
1. 工事名称	令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事	② 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>		
2. 工事場所	名西郡神山町下分字地野49-1	③ 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和3年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工所用車両による土砂、工所用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確認するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び価値材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、欄仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p>		<p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 処分許可業者の会社名、所在地 処分地の所在地 運搬距離 処理単価(税抜き) 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類の及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーズン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無)</p> <p>備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工種編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 頃とする。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPOBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p>
5. 工事区分	屋根改修工事における建築工事 1式	④ 工事現場管理		⑤ 施工調査	
6. 工期	工事完成期間は令和6年月日とする。			⑥ 材料・製品等	
章 項 目	特 記 事 項				
1章 一般共通事項	① 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工種編)平成31年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工種編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工種編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工種編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。 (右の留意事項に該当する場合に記入)</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に〇〇日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・義務付けられていない)。 ・警備員は、班〇人(昼〇人、夜〇人：うち検定合格警備員〇人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付す場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p>			
			●工事名 令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事	●図面番号 A-01	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
			●図面名 特記仕様書1	●縮尺	

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																																			
8 章 防 水 改 修 工 事	① 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、（上屋シート養生・下階天井養生・その他（ ））とする。	2 章 改 修 仮 設 工 事	① 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	8 章 防 水 改 修 工 事	② シーリング	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（行う・行わない）。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易接着性試験・引張接着性試験）を行う。 ◎種類及び施工箇所 <table border="1"> <tr> <th>記 号</th> <th>材 質</th> <th>既 存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸 法</th> <th>接着試験</th> </tr> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SR-2</td> <td>2成分シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>ポリフルサイド系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験	SR-1	1成分シリコン系						SR-2	2成分シリコン系						PS-2	ポリフルサイド系						MS-2	変成シリコン						PU-2	ポリウレタン系																																																														
	記 号	材 質		既 存	施工箇所		改修工法	寸 法	接着試験																																																																																																		
	SR-1	1成分シリコン系																																																																																																									
SR-2	2成分シリコン系																																																																																																										
PS-2	ポリフルサイド系																																																																																																										
MS-2	変成シリコン																																																																																																										
PU-2	ポリウレタン系																																																																																																										
③ とい	◎といの材種（塩ビ） ◎防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎たてどい受金物の取付けは図示する。 ◎ルーフトレンの取付けは図示する。	② 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：シート）	12 章 塗 装 改 修 工 事	① 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																										
区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考																																																																																																					
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																																																																						
9 章 設 計 変 更 箇 所 確 認	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に適滞のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎他工事と取り合い区分 <table border="1"> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> <tr> <td>梁、壁、床スリープ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリープ開口補強（鉄筋）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（リソフレン等）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋（6Lまで）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリープ開口補強（鉄筋）	○					同上（リソフレン等）	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋（6Lまで）	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					◎設計GLの設定は、BM（ ）を±0とし、NGLはBM±（ ）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。 ◎仮設機材及び軽年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移動、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場（種類：くさび緊結式足場（手摺先行）、仕様：2枚布、D=600cm、シート仕様：メッシュ（ ） ・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎内部足場（種類：脚立足場、仕様： 枚布、D= cm） ・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下） ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎仮囲い（仕様： ）、H= m、L= m（図示） ◎ゲート（有・無、仕様： ） ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎その他	12 章 塗 装 改 修 工 事	2. 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内							
	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																																					
	梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○																																																																																																						
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																							
スリープ開口補強（鉄筋）	○																																																																																																										
同上（リソフレン等）	○																																																																																																										
床、天井点検口	○																																																																																																										
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																							
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																										
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																								
縦樋（6Lまで）	○																																																																																																										
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																							
同上補強	○																																																																																																										
給排水ガラリ取り付け	○																																																																																																										
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																										
区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考																																																																																																					
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																																																																						
10 章 工 事 検 査 及 び 技 術 検 査	◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと ◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。 ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 <table border="1"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> （注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。 ◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	◎監督員事務所は（設ける（面積 m ² 程度）・設けない） ◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 (5) ファクシミリ他	12 章 塗 装 改 修 工 事	3. フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区 分	種 別	下地調整	備 考																																																																																			
	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																																								
	3千万円未満	—	1回																																																																																																								
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																																									
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																																									
1億円以上	2回	3回																																																																																																									
区 分	種 別	下地調整	備 考																																																																																																								
◎工事検査及び技術検査	◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと ◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。 ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 <table border="1"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> （注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。 ◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	◎監督員事務所は（設ける（面積 m ² 程度）・設けない） ◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 (5) ファクシミリ他	12 章 塗 装 改 修 工 事	7. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料 (EP)	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区 分	種 別	下地調整	備 考																																																																																			
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																																									
3千万円未満	—	1回																																																																																																									
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																																									
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																																									
1億円以上	2回	3回																																																																																																									
区 分	種 別	下地調整	備 考																																																																																																								
11 章 完 成 図 等	◎電子納品：対象 ◎提出書類 ・竣工図（製本2部、電子データ1部）（A4・A3・A2・ 原因版 ） ・工事写真（写真機1部（・着事前・完成写真））、電子データ 1部） ・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ 部） ・保全に関する資料 特 記 事 項 ◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> ◎工事完成撮影は、専門家に（よる・ よらない ）ものとする。 ◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。	区 分	サイ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	◎既存電力利用（ 出来る ）・出来ない）、電力料金（ 有償 ）・無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（ 出来る ）・出来ない）、水料金（ 有償 ）・無償）	14 章 環 境 配 慮 改 修 工 事	① アスベスト含有建材の処理工事 ① 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。																																																																																														
	区 分	サイ ズ																																																																																																									
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																									
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																										
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																										

●工事名	令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事
●図面名	特記仕様書2

●図面番号	A-02
●縮尺	

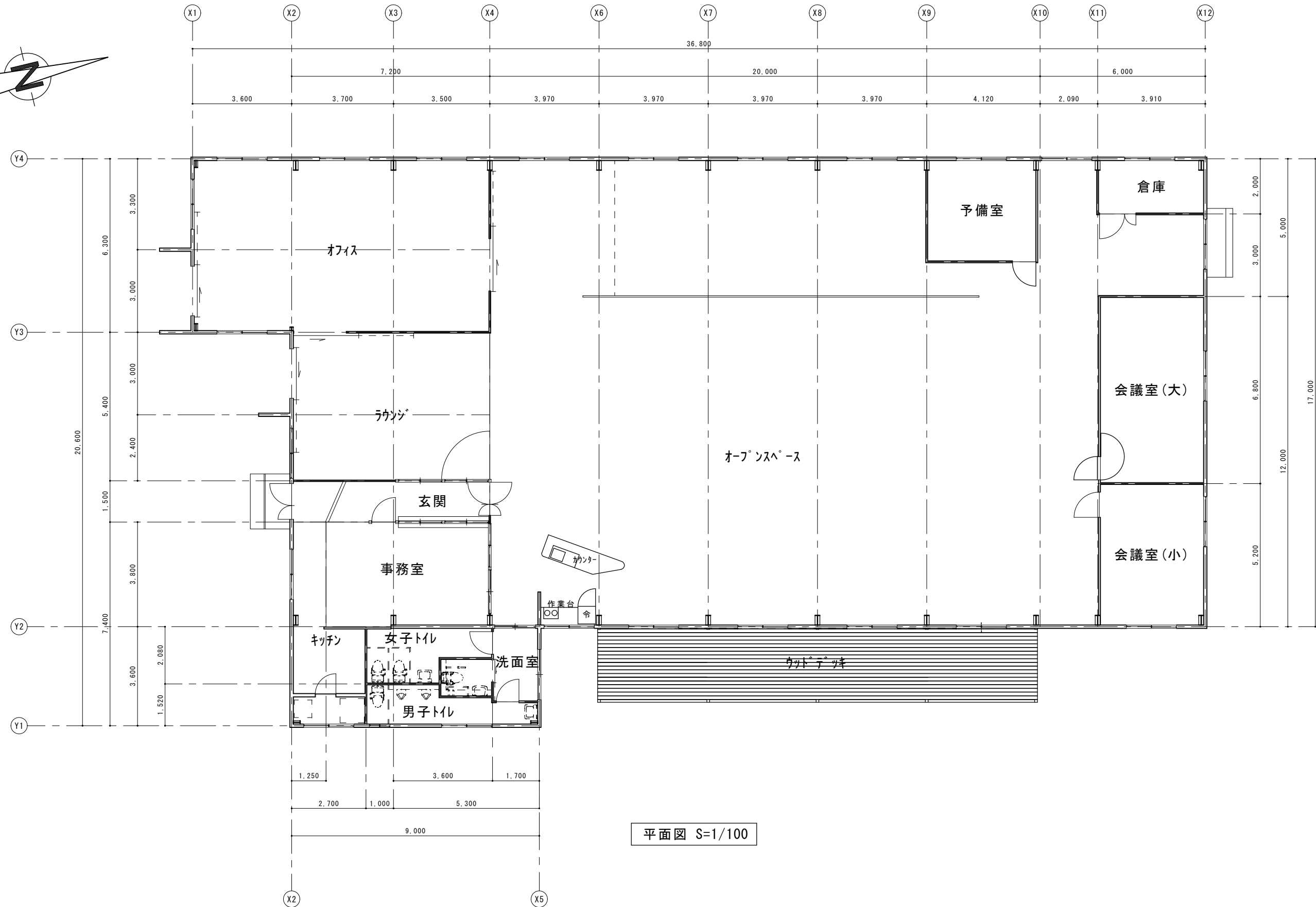
株式会社橋 建築事務所
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
一級建築士登録 第333705号 森脇康明



周辺見取り図

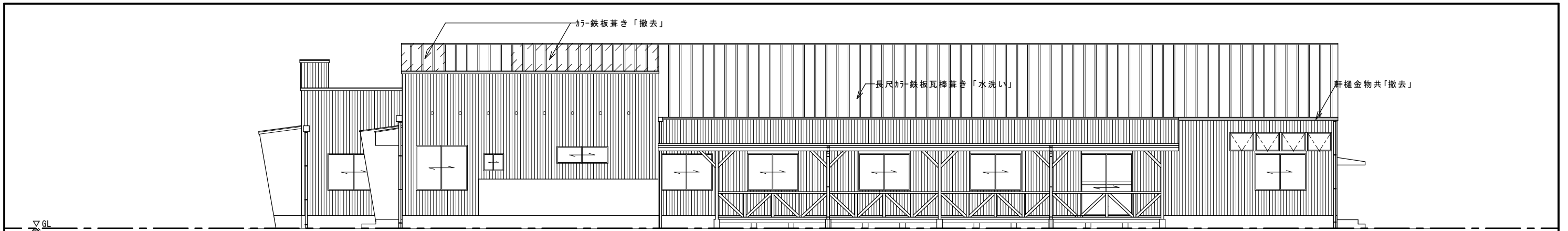
配置図 S=1/200

	<ul style="list-style-type: none"> ●工事名 令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ●図面番号 A-03 	株式会社橘 建築事務所 <small>一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明</small>
	<ul style="list-style-type: none"> ●図面名 配置図、周辺見取り図 	<ul style="list-style-type: none"> ●縮尺 1/200 	

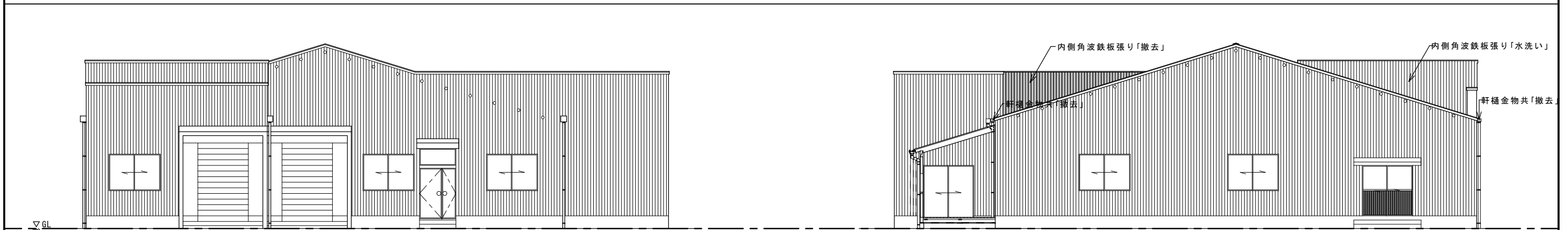


平面図 S=1/100

	●工事名 令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事	●図面番号 A-04	株式会社橘建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
	●図面名 平面図	●縮尺 1/100	

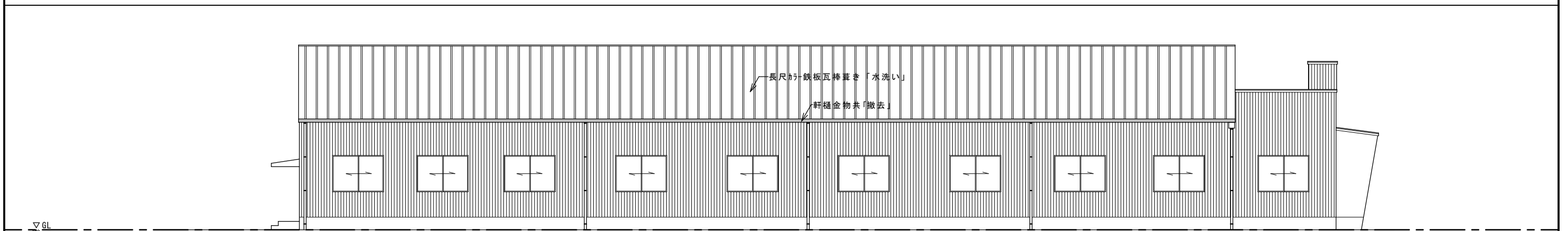


東側立面図 S=1/100



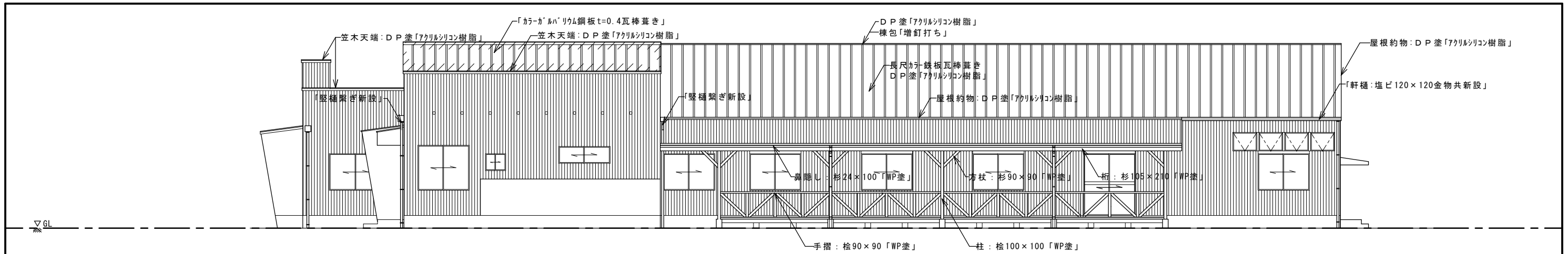
南側立面図 S=1/100

北側立面図 S=1/100

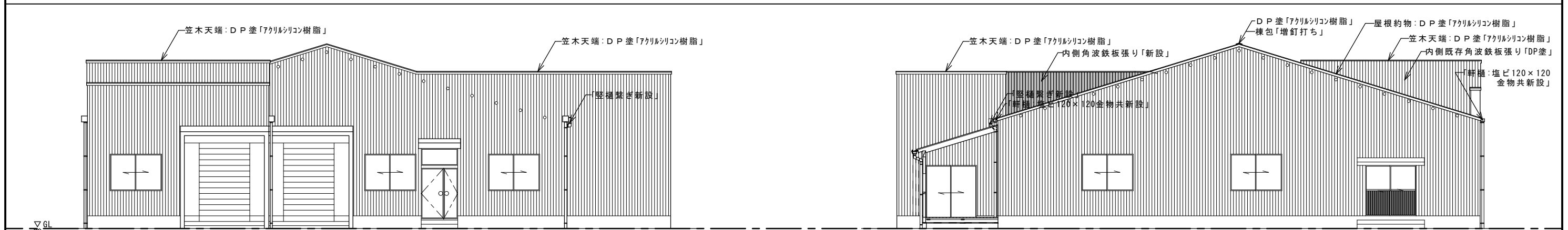


西側立面図 S=1/100

	<p>●工事名 令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事</p> <p>●図面名 立面図「改修前」</p>	<p>●図面番号 A-05</p> <p>●縮尺 1/100</p>	<p>株式会社橋 建築事務所</p> <p>一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号</p> <p>〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号</p> <p>TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885</p> <p>一級建築士登録 第333705号 森脇康明</p>
--	--	--	--

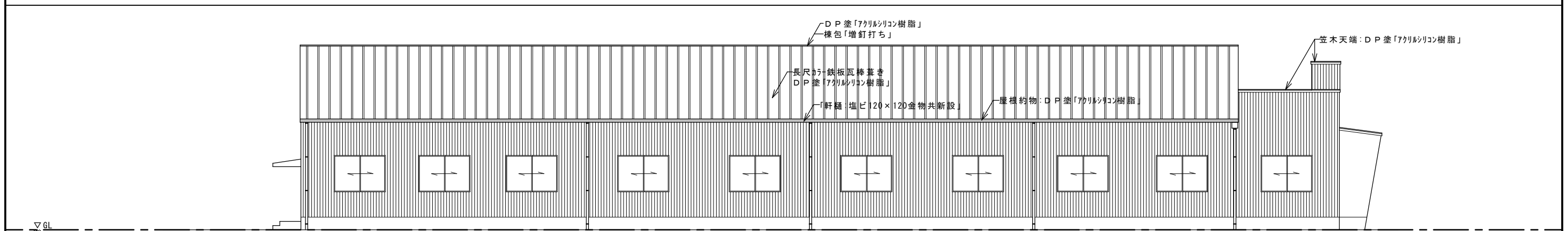


東側立面図 S=1/100



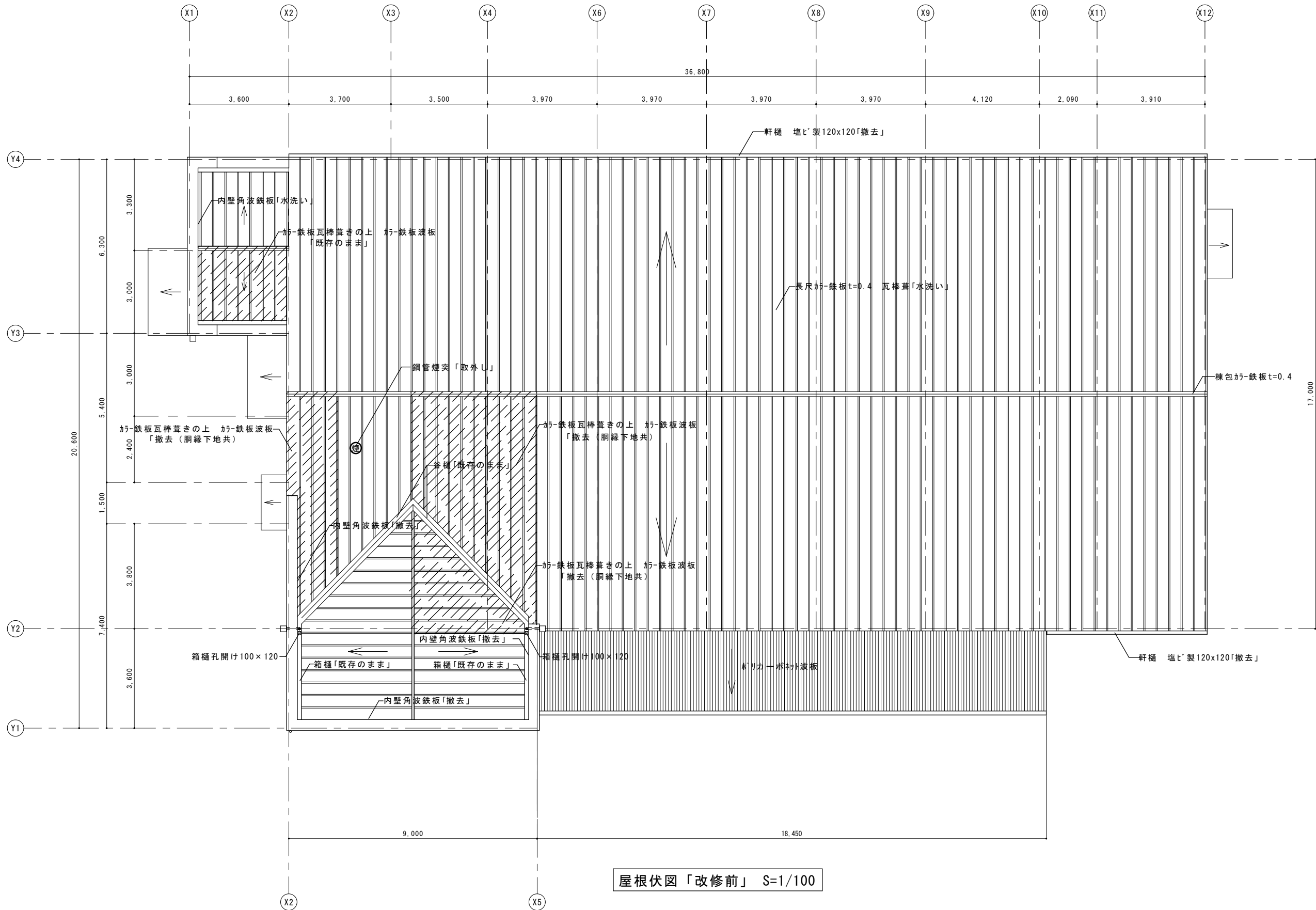
南側立面図 S=1/100

北側立面図 S=1/100



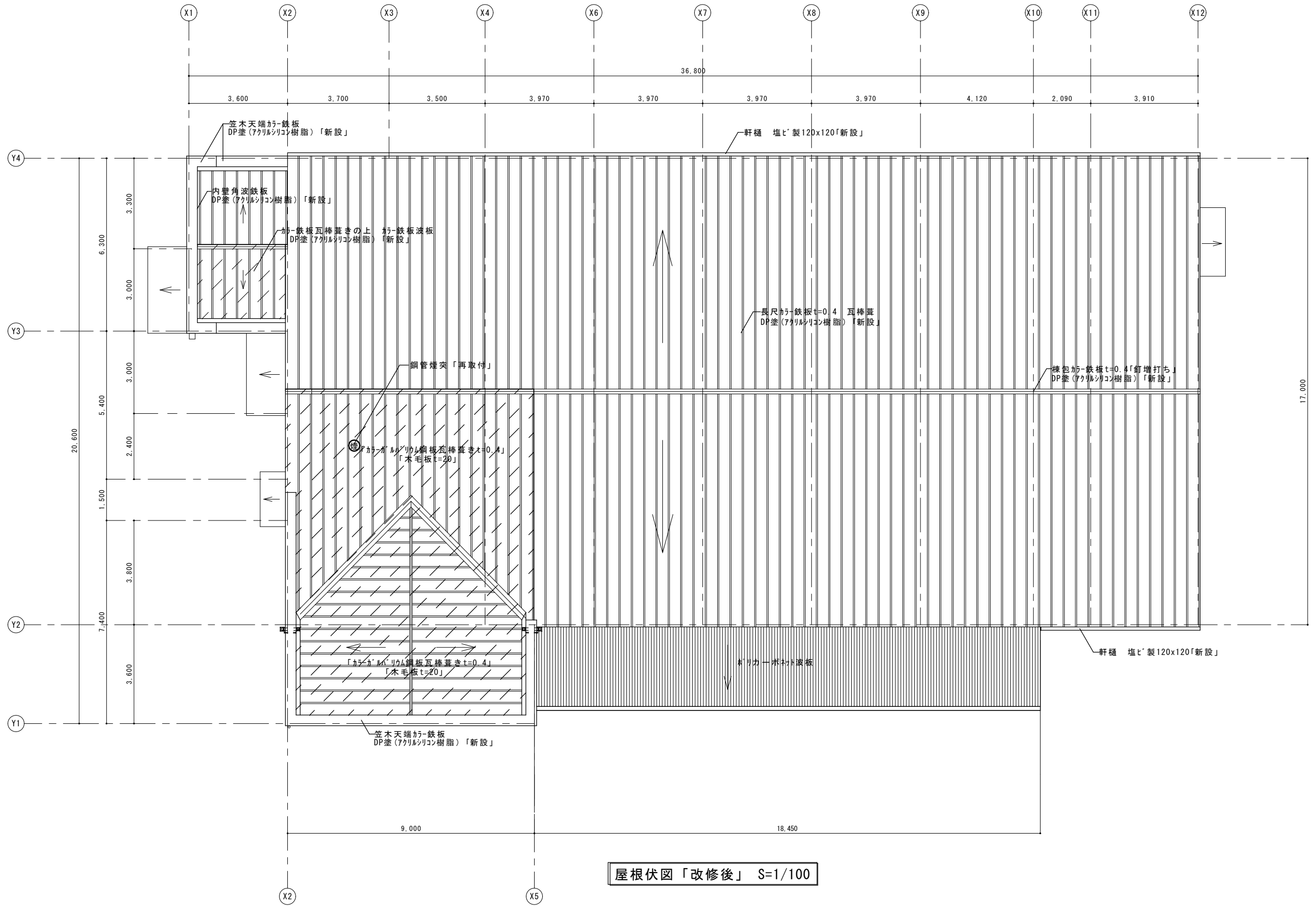
西側立面図 S=1/100

	●工事名 令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事	●図面番号 A-06	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
	●図面名 立面図「改修後」	●縮尺 1/100	



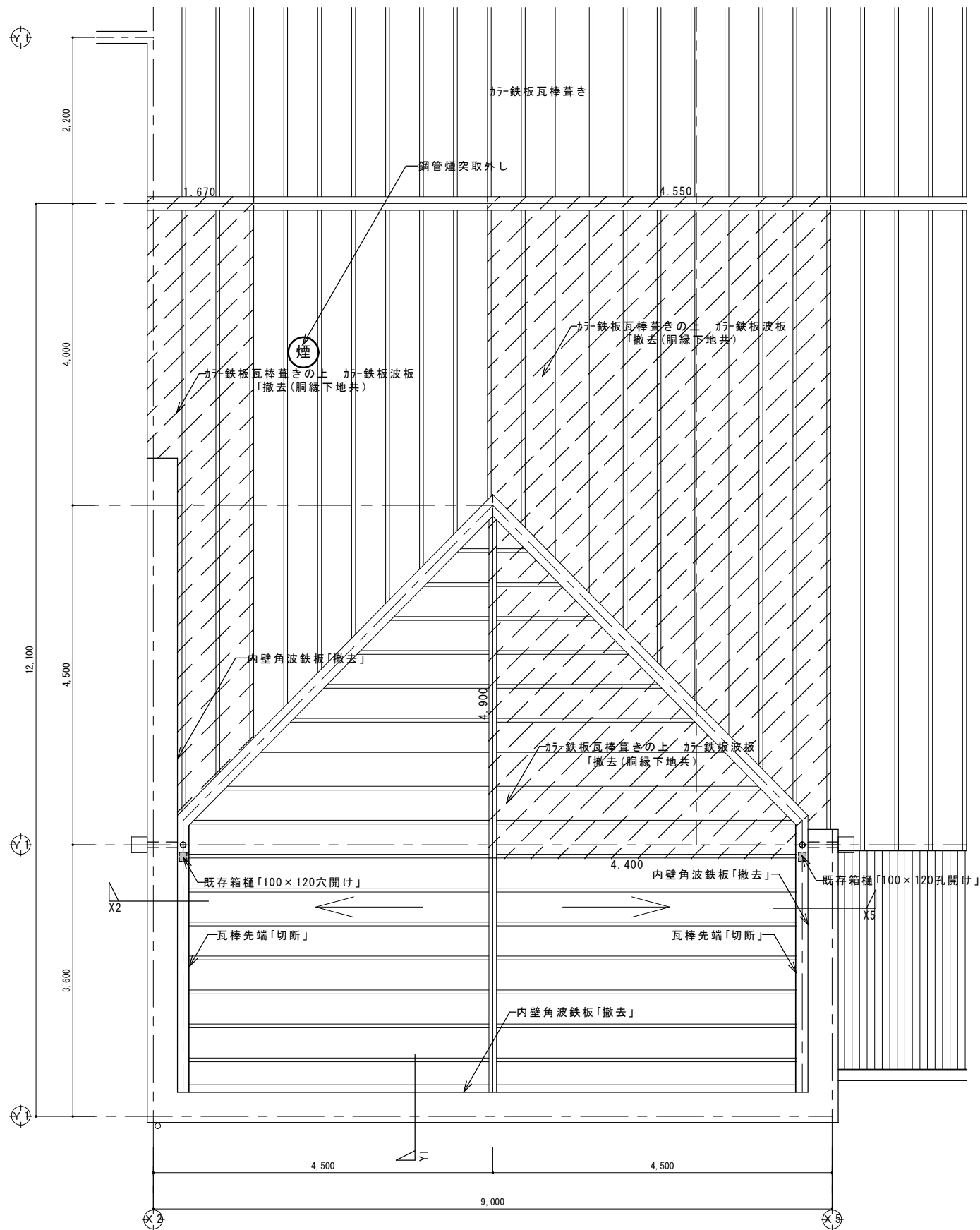
屋根伏図「改修前」 S=1/100

	<p>●工事名 令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事</p>	<p>●図面番号 A-07</p>	<p>株式会社橋 建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明</p>
	<p>●図面名 屋根伏図「改修前」</p>	<p>●縮尺 1/100</p>	

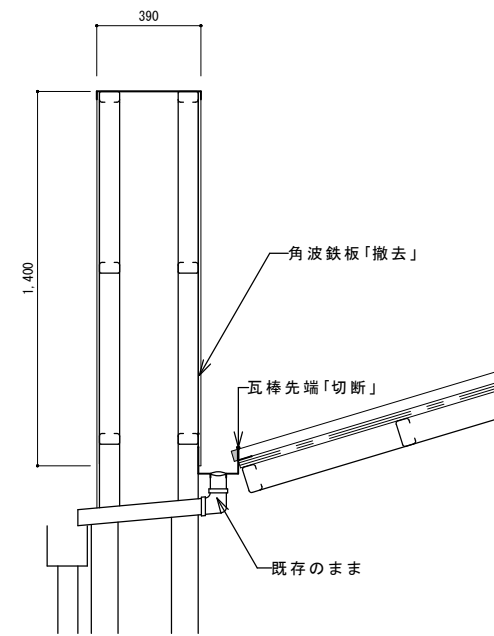


屋根伏図「改修後」 S=1/100

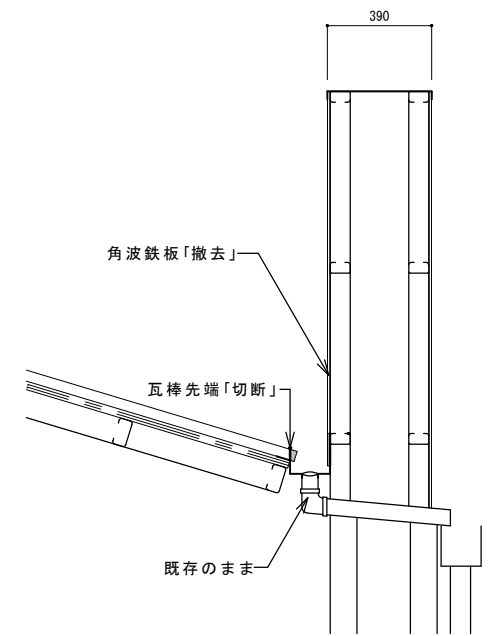
	<p>●工事名 令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事</p>	<p>●図面番号 A-08</p>	<p>株式会社橘建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明</p>
	<p>●図面名 屋根伏図「改修後」</p>	<p>●縮尺 1/100</p>	



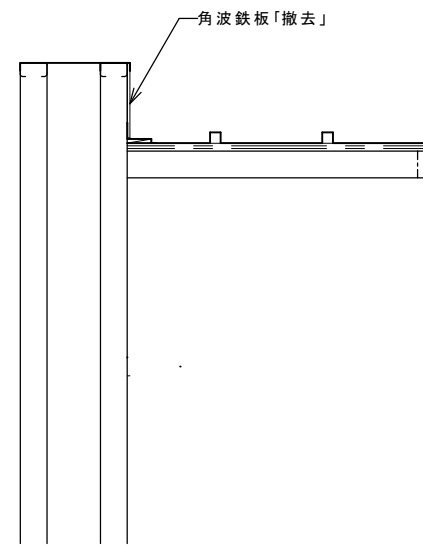
屋根伏詳細図「改修前」 S=1/50



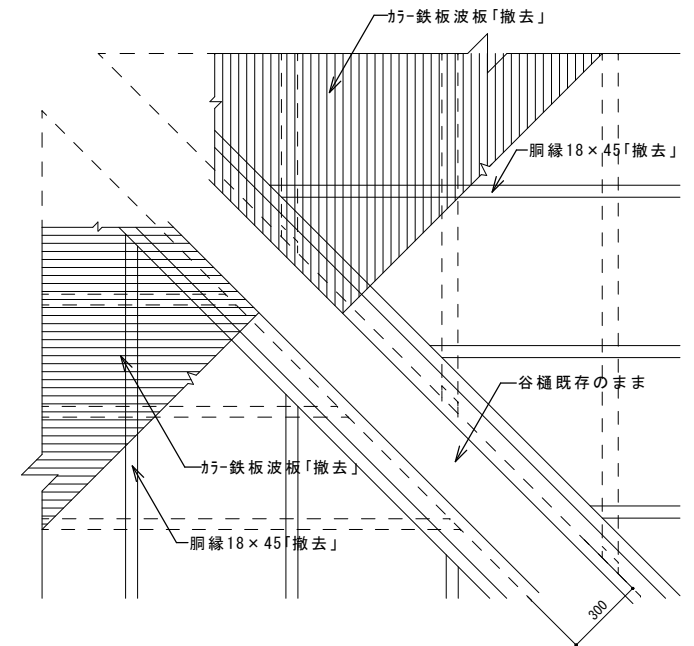
X2 断面図 S=1/20



X5 断面図 S=1/20



Y1 断面図 S=1/20



屋根撤去図 S=1/20

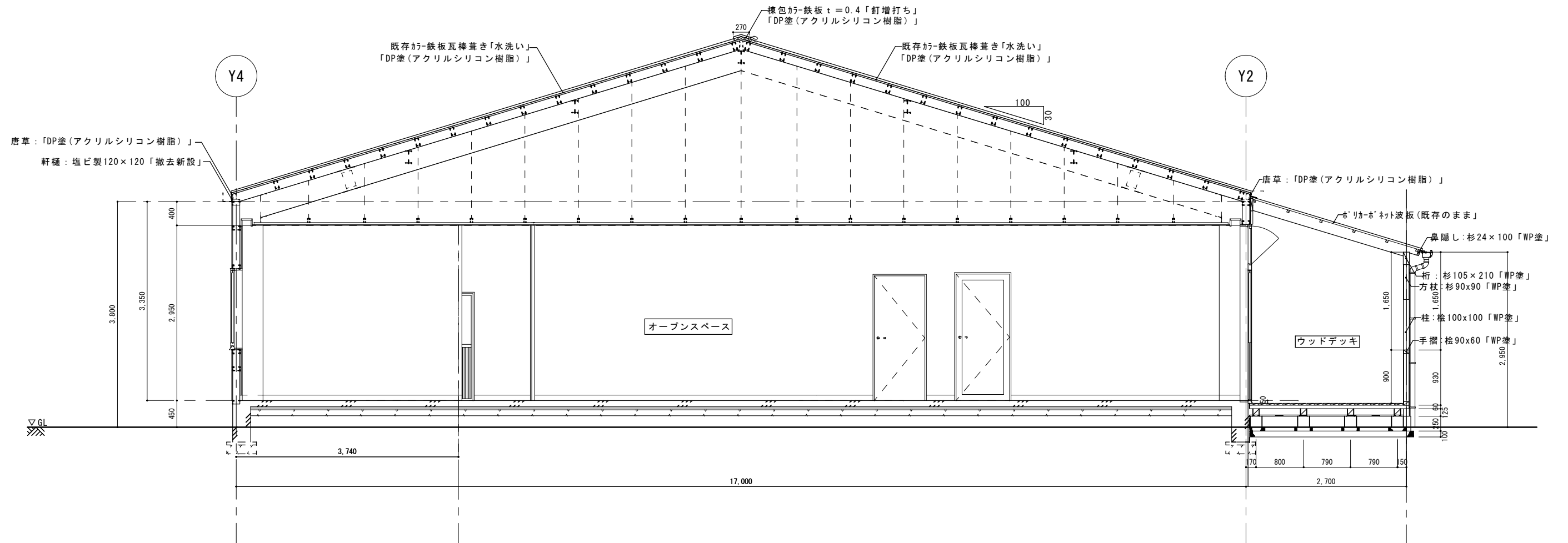
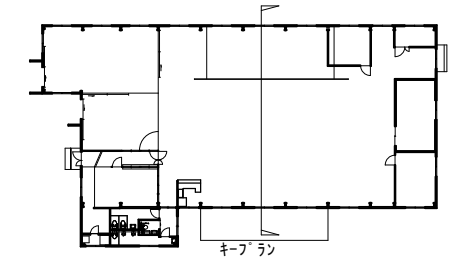
●工事名
令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事

●図面名
屋根改修詳細図「改修前」

●図面番号
A-09

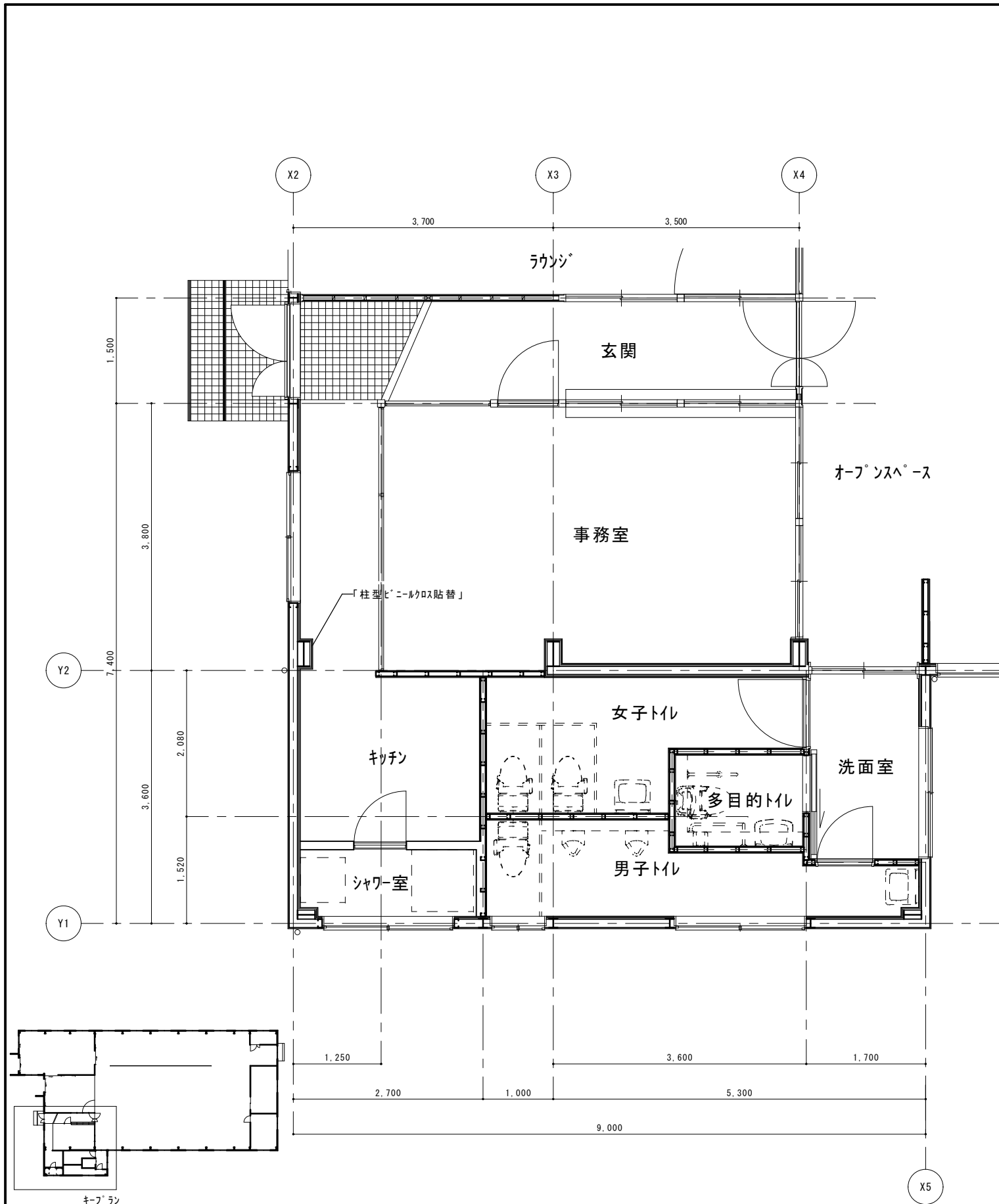
●縮尺
1/50
1/20

株式会社橋 建築事務所
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
一級建築士登録 第333705号 森脇康明

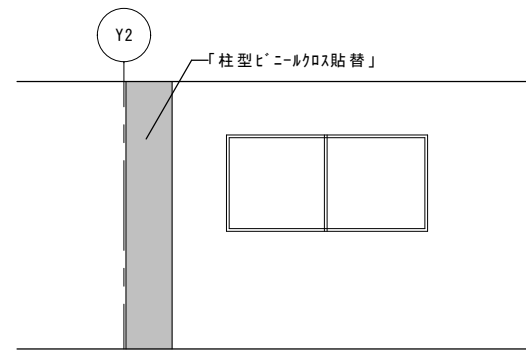


断面図 S = 1/50

	<p>●工事名 令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事</p> <p>●図面名 断面図</p>	<p>●図面番号 A-11</p> <p>●縮尺 1/50</p>	<p>株式会社橋建築事務所</p> <p>一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明</p>
--	---	---	--



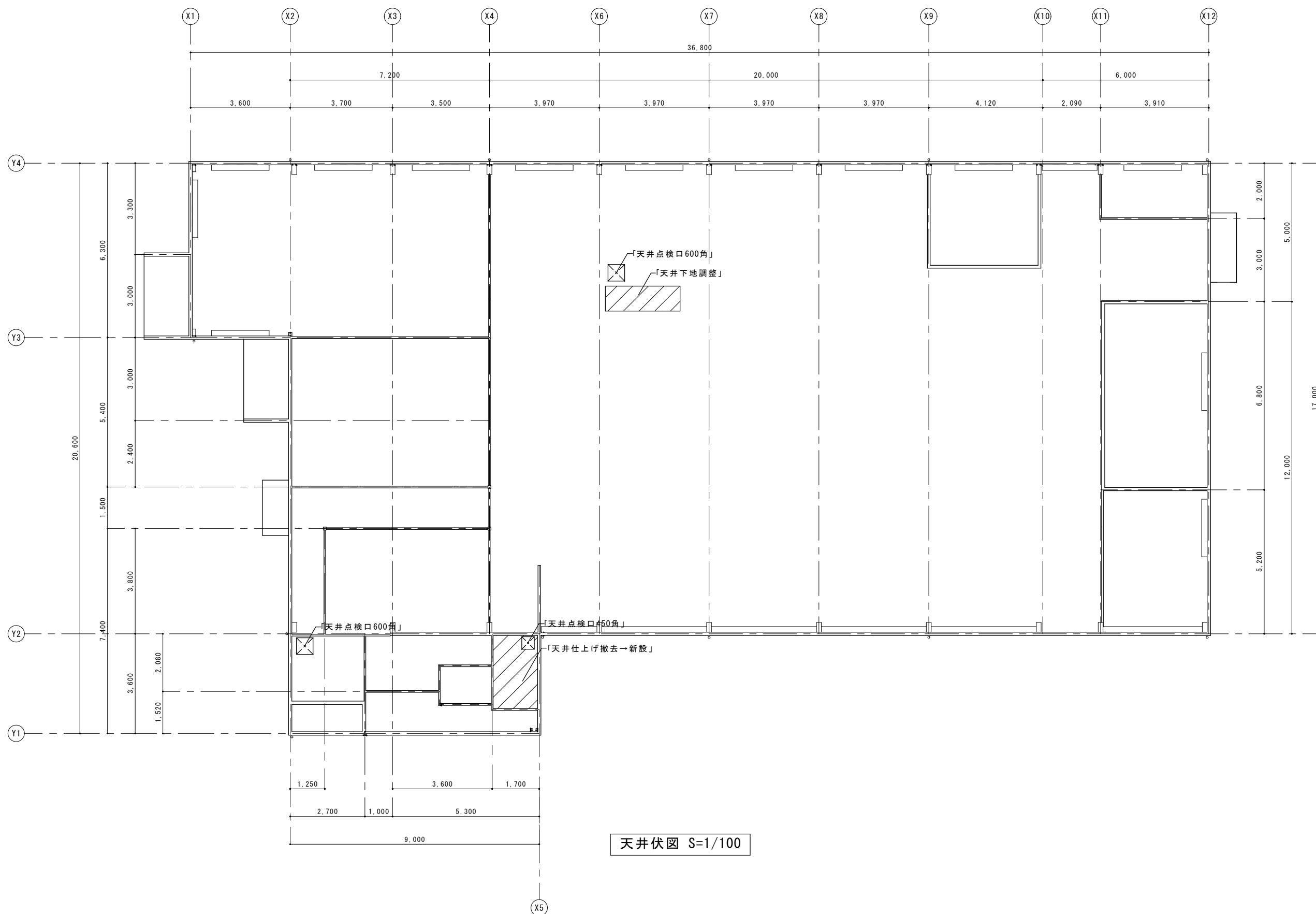
平面図 S=1/50



X2通展開図 S=1/50

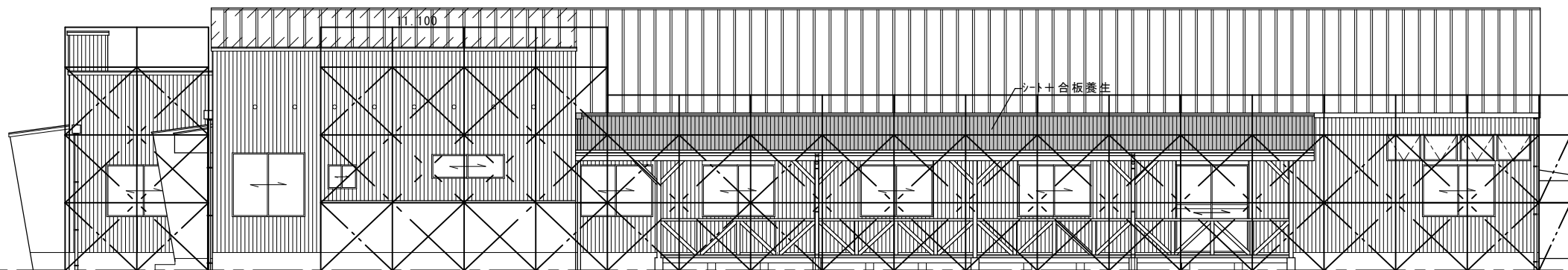
展開図 S=1/50

	<p>●工事名 令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事</p>	<p>●図面番号 A-12</p>	<p>株式会社橘 建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明</p>
	<p>●図面名 内部改修図「平面図・展開図」</p>	<p>●縮尺 1/50</p>	

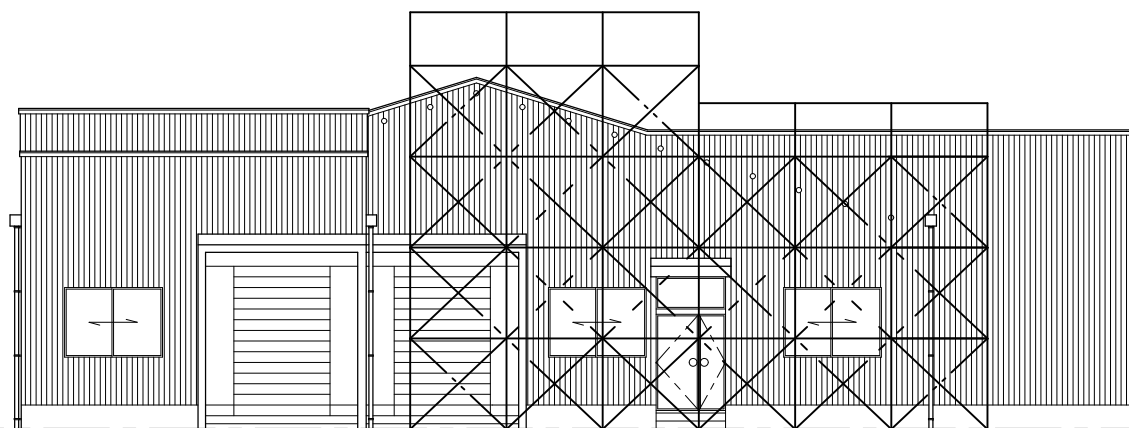


天井伏図 S=1/100

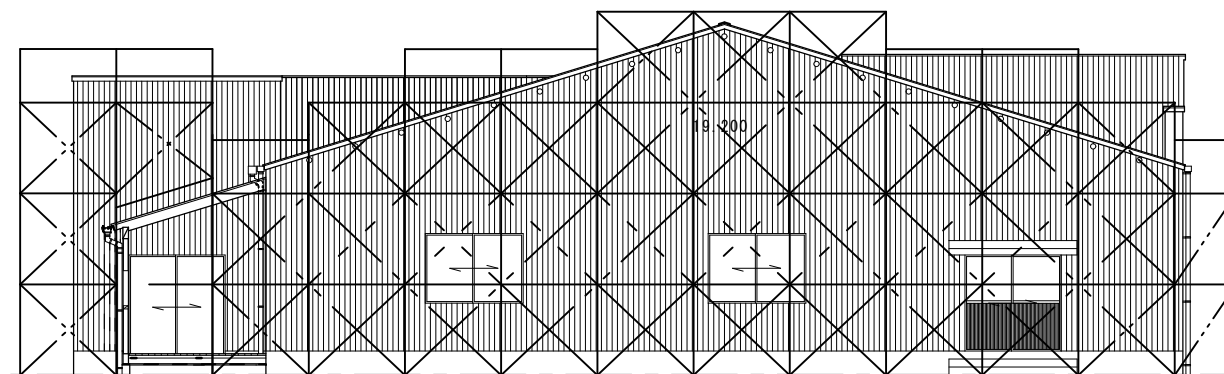
	<p>●工事名 令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事</p>	<p>●図面番号 A-13</p>	<p>株式会社橘建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明</p>
	<p>●図面名 天井改修図「天井伏図」</p>	<p>●縮尺 1/100</p>	



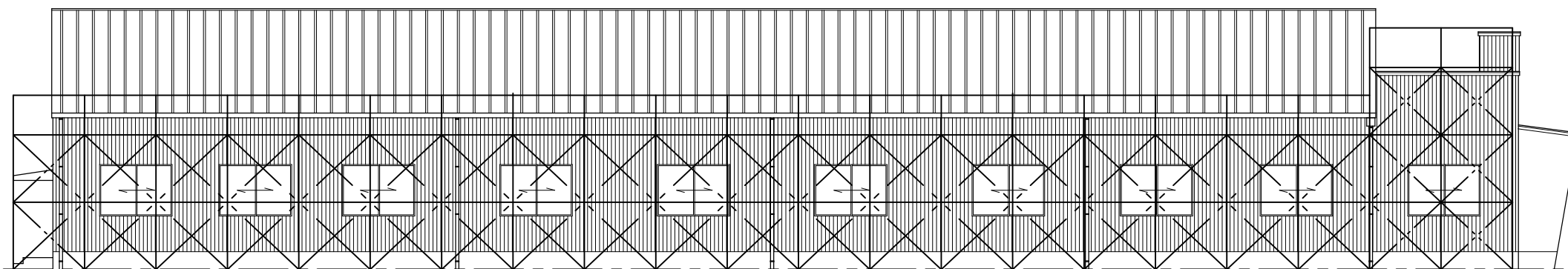
東側立面図 S=1/100



南側立面図 S=1/100



北側立面図 S=1/100



西側立面図 S=1/100

●工事名
令和6年度 ふるさと就労施設KVSOC施設屋根改修工事

●図面名
仮設計画図

●図面番号
A-14

●縮尺
1/100

株式会社橋建築事務所
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
一級建築士登録 第333705号 森脇康明